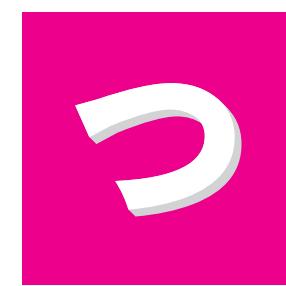




広報

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事

2面介護保険と確定申告 3面統一地方選挙の日程について 4面拝島駅南口地区地区計画(案)の縦覧を実施します
 5面家庭菜園を使ってみませんか 6面入学通知書を送ります 7面インフルエンザについて 8面保健ガイド

平成23年(2011年)

1月15日 No. 823

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町5

☎042-551-1511 (市役所代表)

毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成23年1月1日現在)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
人 男	28,982	1,121	30,103
人 女	28,590	1,277	29,867
口 計	57,572	2,398	59,970
世帯数	27,681	1,275	28,956

確定申告・住民税(市民税・都民税)の申告はお早めに

問合せ【所得税の確定申告】青梅税務署☎0428-22-3185 / 【住民税(市民税・都民税)の申告】市役所課税課市民税係☎551-1610

◎所得税(国税)の確定申告の日程・会場等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	会場
① 1日(火)～4日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時		○		市役所第一棟2階
② 7日(月)～10日(木)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	○	○		
③ 14日(月)～15日(火)	午前9時～11時、午後1時～4時		○		
④ 16日(水)～25日(金)	午前9時～10時30分、午後1時～3時	※	○		
⑤ 28日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時		○		
3月 ⑥ 1日(火)～15日(火)	午前9時～11時、午後1時～4時		○		

※年金及び給与所得者は午前11時、午後3時30分まで受付しています。

◎住民税(市民税・都民税)の申告の日程・会場等

日時 2月1日(火)～3月15日(火)の間の午前8時30分～午後5時15分 (水曜日は午後8時まで、日曜・祝日及び土曜日の正午～午後1時は除きます。)

場所 市役所1階4番課税課窓口

注意事項

- ◆市役所へ車でお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所東側・西側の駐輪場へ駐車願います。
- ◆初日は大変混雑します。また、会場の混雑具合によっては、早めに締め切る場合がありますので、ご了承ください。
- ◆土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付を行なっていません。
- ◆給与・年金所得の方で、確定申告をされる方は、①・③・⑤・⑥の相談・受付日をお勧めします。
- ◆給与・年金所得以外の所得で確定申告をされる方は、②・④の相談・受付日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②・④の相談・受付日に収支報告書を記入、作成のうえ、お越しください。
- ◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②・④の相談・受付日、または青梅税務署へ申請書類を整え申告してください。
- ◆青梅税務署では、1月4日から所得税の還付(医療費・住宅借入金等)の確定申告の相談・受付をしています。早めに申告を済ませましょう。
- ◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。
 - ▷譲渡所得(土地・建物・株式等)や山林所得がある方※提出のみに限り市の会場でも可能です。
 - ▷事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
 - ▷繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方
 - ▷消費税・贈与税・相続税・法人税等の申告をされる方
- ◆収入がなかった方も、市民税・都民税の申告が必要です。
- ◆遺族年金は非課税ですが、市民税・都民税の申告をしてください。
- ◆失業保険は、課税対象外になります。

◎青梅税務署の特別開庁(2面参照)

相談・受付日	開署時間	会場
2月20日(日)	午前9時～午後5時(申告書を作成される方は午後4時までに受付してください。)	青梅税務署(JR河辺駅下車徒歩6分)
2月27日(日)		

◎青梅税務署員による近隣市町での申告受付

相談・受付日	受付時間	会場
2月	1日(火)	あきる野市五日市出張所(2階) 羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
	2日(水)・3日(木)	あきる野市中央公民館(3階集会室) 羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
	4日(金)	あきる野市中央公民館(3階集会室)
	9日(水)・10日(木)	瑞穂町民会館(ホール)

【確定申告について】

- 所得税の確定申告は青梅税務署でも3月15日(火)まで行なっています(土・日・祝日は除く)。確定申告書は早めに提出してください。確定申告書の作成やe-Taxによる電子申告については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)等をご活用ください。

●公的年金から所得税が源泉徴収されている方

平成22年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額が精算される場合があります。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または市民税・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

●給与所得者の方で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

【住民税の申告について】

住民税(市民税・都民税)の申告が必要な方

- 平成23年1月1日現在、福生市に住所のある方で、次の①～③いずれかに該当する方
 - ①給与所得だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)
 - ②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方

※20万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です。

③収入が無かった方、どなたの扶養親族にもなっていない方、または扶養親族になっていても世帯を別にしている方は、次の事項の基礎資料となるため、住民税の申告が必要です(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)。

■申告が基礎資料となる事項 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定、老人医療受給者証の交付、児童・生徒就学援助費の認定、保育料算定、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況の報告などの基礎、非課税証明書等

- 平成23年1月1日現在、福生市外に住所のある方で、福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

住民税(市民税・都民税)の申告が必要ない方

- 平成22年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方
- 平成22年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

確定申告・住民税の申告にお持ちいただくもの(①～⑤は提出になります。)

- ①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成22年中の収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、厚生労働大臣(日本年金機構※旧社会保険庁)等から送付されている平成22年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)
- ④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等。医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。(多くの方が申告をされますので、ご協力をお願いします。)
- ⑤国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。
- ⑥社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)
- ⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書をお持ちください。
- ⑧配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの

※確定申告に関するお知らせは2面にも掲載しています。

にせ税理士にご注意を! 税務書類(確定申告等)の作成及び税務相談は、税理士資格のない人はできません。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>です